

人口と世帯
男 2,301
女 2,433
計 4,734
世帯数 1,128
49. 4. 1現在

さい 広報

49. 5. 17
No. 109
編集と発行
佐井村役場
民生相談課
印刷
協同印刷



焼却炉が 操業開始

昨年九月から、
総額三千五百万円
で工事を進めてい
た焼却炉が三月十
五日完成しました。
規模は、一日六
トンのゴミを焼却
出来る能力をかね
そなえた、バッチ
燃焼方式です。
四月一日から全
村（野平地区をの
ぞく）のゴミを収
集し焼却していま
す。

4.5

合併号

3月定例議会終る

活気ある論議展開

一般会計予算

四億八千六百二万四千円

国保 六千七百二万四千円

水道 一千六百十九万一千円

昭和四十九年第一回佐井村議会定例会は去る三月十五日招集され会期を二十日までの六日間と決定、村長提出議案十六件を一括上程、村長より提案理由の詳細説明があった。十六日から十八日までは議案熟考のため休会、十九日は一般質問及び緊急質問を行なったが六議員が登壇、当局の施政を質した。最終日の二十日は議案の質疑、討論、採決を行ない、全議案原案通り可決し、請願、陳情で継続審議となっていた墓地移転については採択、草地造成については不採択と決し、閉会した。

日程及び 会議の概要

○第一日目三月十五日(金)
出席議員十四名、欠席一名
議長午前十時開会宣告

会期を三月十五日より三月二十日までの六日間と決定。会議録署名議員に西村福男、長後雄二両議員を指名した。次に提出議案を一括上程、村長より議案についての提案理由並びにその概要について詳細に説明があつて、午後十二時五分散会し、午後一時より議案熟考を行なった。

○第二日目三月十六日(土)

議案熟考のため休会

○第三日目三月十七日(日)

休会

○第四日目三月十八日(月)

議案熟考のため休会

○第五日目三月十九日(火)

全員出席

午前九時再会、一般質問を行なったが通告順に従い、奈良兼太郎、西村福男、長後雄二、横浜 清、奥本文男の五議員が登壇、最後に大石健次郎議員の緊急質問があり当局の施政を質し、答弁がなされ午後三時二十五分散会した。

○第六日目三月二十日(水)
出席議員十四名、欠席一名



議案のあらまし

午前十時再開、十六議案について
順次質疑、討論、採決を行なった
が全議案とも原案通り可決され、
請願、陳情で継続審議となつてい
ました。

佐井村特別職の職員の給料等に関
する条例の一部改正条例

村長「二十万円」を「二十四万
五千元」、助役「十五万五千元」
を「十九万二千元」、収入役「十
四万円」を「十七万四千元」とす
るものである。

◎議案第十三号

教育委員会教育長の給与及び勤務
時間等に関する条例の一部改正条
例

教育長「十二万五千元」を「十
五万四千元」とするものである。

◎議案第十四号

佐井村土地開発基金条例について

近年地価の高騰により地方公共
団体の公共用、公用地の取得が困
難になつて来ていることから自治
省では土地の先行取得をさせるた
め、地方交付税に土地開発基金分
として算入することになり、この
ため地方公共団体ではその算入に
見合う分だけ基金に繰出し、必要
な土地の購入に当たると云う目的

である。

◎議案第十五号

職員の休日及び有給休暇に関する
条例の一部改正条例

職員に与える休暇の単位を「半
日」のものを「一時間」単位で与
えるものである。

◎議案第十六号

報酬及び費用弁償に関する条例
非常勤の特別職の職員の報酬を
改正するものである。

◎議案第十七号

昭和四十九年度佐井村一般会計予
算

歳入歳出予算の総額は歳入歳出
それぞれ四億八千六百二十四千円
とするものである。

(内容別掲)

◎議案第十八号

昭和四十九年度佐井村簡易水道事
業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は歳入歳出
それぞれ一億六千九百九十一千円と
するものである。

(内容別掲)

◎議案第十九号

昭和四十九年度佐井村国民健康保
険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は歳入歳出
それぞれ六千七百二十四千円とす
るものである。

(内容別掲)

◎議案第二十号

国民健康保険条例の一部を改正す
る条例

(議案第十九号と関連)

◎議案第二十一号

佐井村国民健康保険条例の一部
を改正する条例

地方税法の改正に伴つて限度額
を改正するもので、改正によつて
限度額が十二万円になったが、現
行の七万円から一挙に五万円上げ
ることは高額納税者にとつて大変
な負担になるので今年度はとりあ
えず九万円に改正するものである。

◎議案第八号

昭和四十八年度佐井村国民健康保
険事業特別会計補正予算

既決の予算総額に九万五千円を追
加し、歳入歳出それぞれ五千四百
五十八万円とするものである。

◎議案第九号

川目、長後、牛滝辺地に係る公共
的施設の総合整備計画の変更につ
いて

辺地債を借り入れするために辺

◎議案第十一号

佐井村議会の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例の一部改正条例

議長「四万五千元」を「五万五
千元」、副議長「四万二千元」を
「五万一千円」、議員「四万円」
を「四万九千元」とするものであ
る。

◎議案第十二号

佐井村特別職の職員の給料等に関
する条例の一部改正条例

村長「二十万円」を「二十四万
五千元」、助役「十五万五千元」
を「十九万二千元」、収入役「十
四万円」を「十七万四千元」とす
るものである。

昭和四十九年度予算 提出議案村長説明

(要旨)

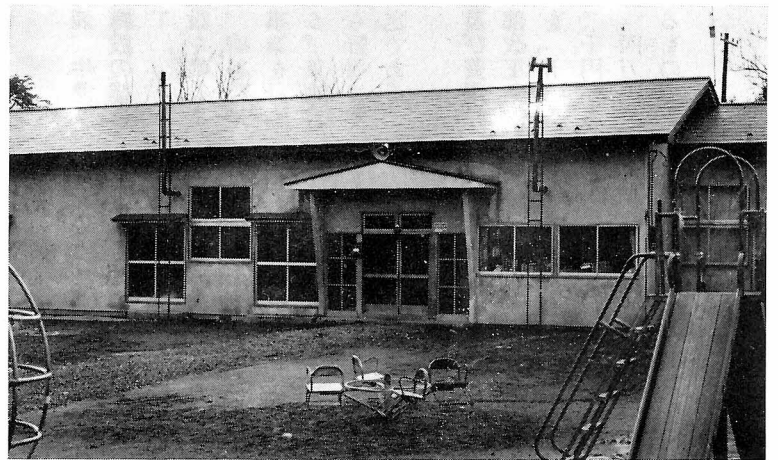
一般会計予算ですが、まず最初
に予算編成の骨子について説明い
たします。国、県の予算編成につ
いてはすでにご承知のとおり、四

十九年度は緊縮予算である。最少
の経費で最大の効果をあげること
が我々に課せられた最大の任務で
あるが、財源の重要な鍵を握るの

が我が村にとつては地方交付税で
ある。国の方針では、この地方交
付税が四十八年度実績の十%前後
の伸びを見込んだのである。村税
については伸びは全く期待出来な
い。国、県支出金及び村債を除く
その他の歳入については、厳密な
積算によつて見積つたのである。
以上のような見積りによつてこの
歳入の範囲内で住民福祉、生産基

盤整備、環境整備を行なうには実施したい事業が数多くあり、どうしてもそれに見合う財源措置が期待できないことから、取捨選択して次年度以降に計画をせざるを得ないものも出てきた訳です。歳出については今申し上げた財源の範囲内で運用するため各款についても極力おさえている。ただ申し上げておかなければならないことは人件費や物件費等経常経費については物価の上昇等により伸びることは申すまでもない。性質別にみると人件費は前年度の七・二%、物件費等二十%の伸びに対し、建設事業費が逆に三十二・三%、災害復旧事業費五十%の減である。又前年度繰上充用金を約一千六百万円を見込んでいた。以上概略を申し上げましたが八月に予定されている交付税の算定によって予算を上廻る伸びがあった場合は当初予算編成時点でカットした事業等を実施していく考えであることを申し添えておきます。各款についてであるが、民生費について説明いたします。社会福祉費の老人福祉であるが永年に亘り父として母として又先輩として郷土、社会の発展に貢献された方々の安らかな老後の生活保障を図るため、老人一人暮らし家庭へのインターホン設置、マツトレス貸与、移動式浴槽の設置、老人安全杖の支給等を実施するものである。この経費

総額は七百六十八万六千円になっている。次に児童福祉費であるが学令前の家庭児童等の健全育成を図るため佐井保育所の定員九十名を百二十名に増員するものである。施設の増築費七百三十二万八千円と季節保育所に八十一万三千円、児童手当の支給年令引上げに伴う増額を含め一千三百七十五万二千円になっている。次に衛生費の環境衛生について説明いたします。ごみ処理については今まで仮施設



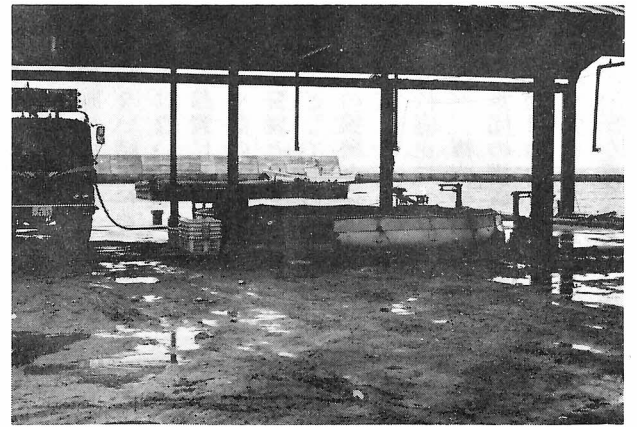
【増 築 予 定 の 保 育 所】

でありましたので両佐井地域を収集処理の対象にしてみました。この度高い性能をもつ焼却処理施設が完成したので四月からは野平を除く全地域の収集処理を実施したい。

この収集並びに焼却処理の費用は八百二十五万六千円である。次に農林水産業費について説明いたします。昭和四十五年度から国の方針で進められてきた米生産調整奨励事業である。この事業は昭和四十九年度から一部補助金制度が変り單純休耕田に対する補助金が打切られることになったばかりで

この事業採択可否について本予算案編成時点では分らなかった。そのため当初予算には計上していない。しかし農林事務所の担当課では本事業の採択は明るい見通しであるので四月中旬に内示できるのではないかと言っている。従って採択されると次期議会に提案し、審議をいただく積りでいる。その他農協育成と農家負担の軽減を図るため購買事業利子補給三十万円種子更新事業三十万円、四十八年度完成の予定であった野平飲用水施設工事が資材等の高騰により計画変更され四十九年度にまたがったことからその負担金九十五万三千円などとなっている。第二点として畜産振興であります。農業の生産性を向上させていくためには生産基盤の整備をすることが何よりも重要であることは申すまでもない。そこで数年前から振興を図ってきた肉用牛の生産は佐井村農業粗生産額の二十%を占める程度着してきていることから今後益益振興させるため原田地区の国有林野活用による草地造成七百七十五万円及び従前からの村営牧場管理費二百五十五万円、草地用機械導入事業補助三十万円などをもつて畜産振興を図る所在である。第三点として地籍調査であります。四十九年度の地籍調査に於ける一

筆調査は矢越のジリ川附近から磯谷、長後、長浜附近までが調査計画の区域になっている。この費用は八百四十四万である。次に林業費を説明いたします。林業費の総額は六百二十七万円となっているが、その第一点は直営部分林の経費である。四十九年度は下刈百二十七ヘクタール、柴刈枝払三十五ヘクタールを実施するもので四百八十万円を計上している。尚四十九年度事業実施については適地、適当な手入れ期日等は森林組合との第一次第二次の話し合いを行なう準備体制に入っている。次に北通り地区森林組合育成補助及び林業労働者通年就労奨励補助等合せて四十八万円計上している。水産業費を説明いたします。水産業費は沿岸漁業構造改善事業と漁港改善事業と大別して沿岸漁業構造改善事業について説明しますと近年の沿岸漁業をめぐる諸情勢は国民経済の高度成長に伴い食生活が著しく変ったことにより特に水産物に対する需要が増加してきていることから益々漁業の生産拡大の必要性が強まってきている。このような情勢に対処するため関係省庁の指導と第二次構造改善事業計画に基づき四十九年は次の事業を推進するとともに漁業協同組合を中心として実施する計画である。その一つはコンブ養殖、アワビ移植事業、高級魚などの生産拡大の



【活 魚 施 設】

ある。福浦漁港については昭和四十八年度を初年度とする第五次漁港整備計画に基づき東物揚場、浚渫、一部道路護岸工事を実施している。四十九年度は南物揚場十五メートル、施道路護岸二十三メートルを計画、実施する。

明いたします。原田漁港については五十年で閘連道を完成し、五十一年度以降は浚渫を主体に物揚場、船揚場等の施設を重点的に考えている。長後漁港については四十九年度をもって局改事業を改め、五十一年度から改修事業に格上げする運動を展開し、地域住民の利益が拡大される漁港にしたい。福浦漁港については幸いに第五次漁港整備計画によつて整備されているが他の漁港と違い、水深が深いため投資効果があまり現れず、計画内完成が危ぶまれているので工事費の増額を関係官庁に強く要望する考えである。尚県管理漁港の四十九年度計画概要は国の公共事業抑制により四十八年度程度の事業内容である旨関係機関よりう

け賜わっている。

【原 田 漁 港】

最近の物価上昇に伴う金融引締め、公定歩合引上げ等、中小企業と業をとりまく経済環境は誠に厳しいものがある。従つてこの厳しい経済環境に対処するためには中小企業者自体の経営近代化の努力を期待すると共に対策の強力な推進を図る必要がある。まず当面する

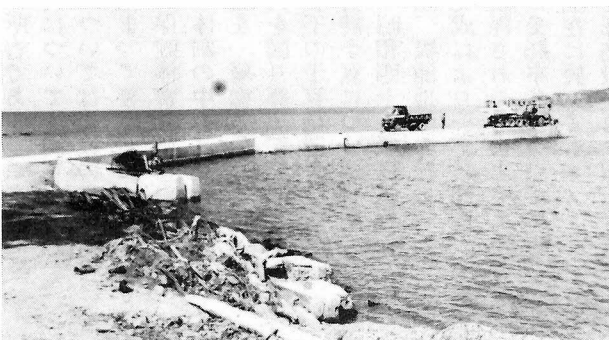


【和 山 線】

ものである。この道路新設に伴う用地費は関係有志の協力により無償になっている。次に改良事業の地域ですが和山線と台場線である和山線はご承知の通り四十八年に実施した焼却炉への幹線道路であるが路巾は二・五メートルの狭い農道で廻集車の交通にも危険が伴う現状で将来大型化される廻集車をも考慮して道路改良するものである。尚この路線

ための沿岸漁場調査又、生産手段の高度化、流通改善のための事業として種苗と活魚施設を併設するもので二千六百九十万円で実施する計画である。第二として金融の円滑化である。最近漁船の大型化装備の近代化等漁業近代化資金の需要は益々増大することが予想されることから漁業基金協会への出資により水産金融の円滑化を図るものである。その他制度資金による漁村住宅改良資金及び漁業近代化資金利子補給などを実施する。次に漁業の生産基盤である漁港建設費について説明いたします。原田漁港については昭和四十九年度五十年度の二ヶ年計画で閘連道を整備する。すでに道路拡幅に伴う用地買収は一部を除き処理済で

再着工の準備をしていたがご承知の十二月二十二日災害で防波堤の先端部分が被災したため四十八年事業の一部繰延を余儀なくされた訳である。



次に商工費及び観光費について説明いたします。

問題として商工業者の経営基盤である商工会の育成補助である。又商工業者の金融の円滑化を図るため信用保証協会及び中小企業者に対する産業資金など財政の許す範囲をもつて貸付を実施する。観光費ですが、年々増加の傾向にある観光客に対処し、観光施設の整備を図ってきたが、四十九年度に於いて鍵掛岩の公衆便所と休憩所を合せ二百三十五万円をもつて整備したい。次に道路の新設、改良事業費について説明いたします。一応新設路線一ヶ所、改良路線二ヶ所を計画している。新設路線は矢越大沢地区であり、この地区十戸余の住民は車の利用も出来ず不便は勿論、緊急時に於ける体制もとれない現況にあるので整備する

は雪寒路線としての認定を受けている関係から補助対象事業になる。台場線は幅員二メートルで村道の内で一番狭いところであるので地域住民の不便を解消するため改良するものである。ただし予算の関係上二ヶ年計画で実施する予定である。野平道路の調査、設計であるが、この路線は昭和四十八年度に農政局より無償で譲与されたもので近年、農業の省力化に伴う農業機械の大型化と増大する交通量に対処するため昭和五十年着工を目標に調査するものである。次に災害復旧事業費について説明いたします。昨年十二月二十二日の低気圧高潮により被災した長後漁港の災害復旧工事であるが一月八日査定を受け提案通り復旧費が

認められている。工事着工については早期に予算配分を受けるべく努力をしているが、四十八年度の繰延工事との関連で発注時期が六月末頃になるのではないかと考えている。消防費について説明いたします。消防は民生の安定に寄与する行政最大の部門であるので乏しい財政ながらも消防力の強化には年々着々配慮してきた。常備消防では懸案事項であったタンク車を購入することにした。「出勤、到着即放水」と云うスピード化をもつて住民の生命と財産を火災から守る態勢が具備される訳である。非常備では牛滝地区に防火水槽、原田には小型動力ポンプを計画した。教育費について説明いたします。重点事業計画として牛滝小へき地集会室他四件と佐井小学校創立百周年事業への協賛等六件を骨子とした予算希望があったが、公共事業の抑制に伴ない大巾に変更せざるを得ない結果になり建設事業費は例年になく低額になっている。教育総務費については佐井小百周年記念事業の社会科副読本編集発行と協賛費として百十四万円、奨学貸付金として三百九十万円計上し、教育の振興と後期中等教育の対策を配慮した。小学校費については、分校廃止により交付税が減額になるが、複式授業を解消し適正な児童集団の構成と単式授業により教育効果の向上を図るものである。経常費については前年比約二十%の増額を見込み学校運営

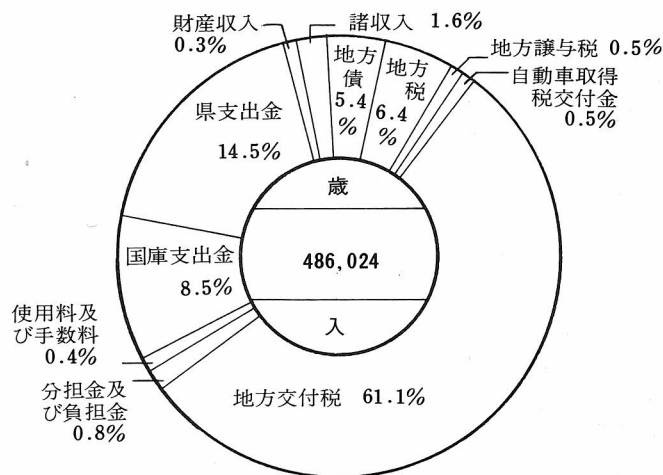
に対処したい所存である。このことは中学校費についても同じである。建設費については今後の歳入の見通しと相まって善処したい。社会教育費、保健体育費については現況の組織体制の中で各々社教団体との連絡を一層密にしながらその育成振興を図り郷土芸能保存奨励のため若干の予算措置をした。簡易水道会計予算について説明いたします。昭和四十八年度実施した佐井地区、福浦地区の拡張、改良工事の完成により一応各地区の飲料水が確保されたものと考えている。特に受託事業については資材高騰の現在に於いても十メートル当りの受託施設費は一万六千円徴収しているが、実質計算すると三万一千円と云う出血事業になっている状態である。この点慎重に検討していきたい。

国保会計予算並びに国民健康保険条例の一部改正について説明いたします。ご承知の通り昭和四十九年二月一日から十二・五%医療費がアップされており更に老人医療費の無料による受診率の上昇に伴なって国保財政は深刻なものである。昭和四十九年度国保事業の策定にあたっては保険財政の健全性を主眼に最少の費用で最大の効果を期すべく配慮をした。特に税負担を極力抑えるため決算見込であるが昭和四十八年度の黒字約四百万円全額を四十九年度繰入れして税負担を軽減することにした。次に新規事業及び給付改正につい

昭和49年度佐井村一般会計予算

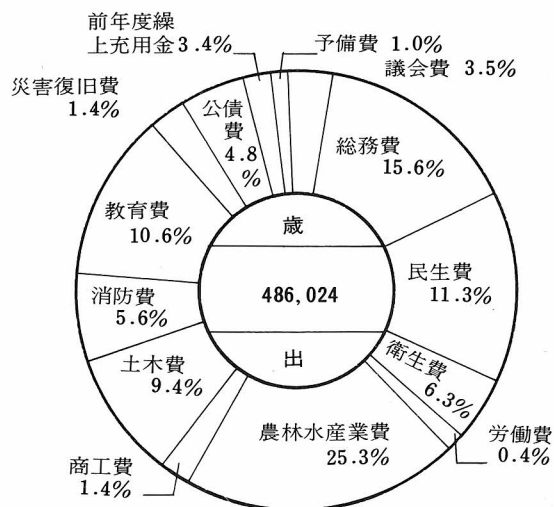
1. 歳 入 (単位 千円)

区 分	予 算 額	比 率(%)
1. 村 税	31,307	6.4
2. 地 方 譲 与 税	2,500	0.5
3. 自動車取得税交付金	2,500	0.5
4. 地 方 交 付 税	296,406	61.1
5. 交 通 安 全 対 策 金	1	0.0
6. 分 担 金 及 び 負 担 金	3,744	0.8
7. 使 用 料 及 手 教 料	2,244	0.4
8. 国 庫 支 出 金	41,262	8.5
9. 県 支 出 金	70,510	14.5
10. 財 産 収 入	1,362	0.3
11. 寄 附 金	1	0.0
12. 繰 入 金	1	0.0
13. 諸 収 入	7,786	1.6
14. 村 債	26,400	5.4
歳 入 合 計	486,024	100.0



2. 歳 出 (1) 目的別歳出内訳

区 分	予 算 額	比 率(%)
1. 議 会 費	17,097	3.5
2. 総 務 費	76,000	15.6
3. 民 生 費	55,131	11.3
4. 衛 生 費	30,738	6.3
5. 労 働 費	1,260	0.4
6. 農 林 水 産 業 費	122,802	25.3
7. 商 工 費	6,759	1.4
8. 土 木 費	45,663	9.4
9. 消 防 費	27,086	5.6
10. 教 育 費	51,702	10.6
11. 災 害 復 旧 費	6,947	1.4
12. 公 債 費	23,229	4.8
13. 諸 支 出 金	1	0.0
14. 前年度繰上充用金	16,609	3.4
15. 予 備 費	5,000	1.0
歳 出 合 計	486,024	100.0



であるが、新規事業の第一点は高額医療費の給付であります。三万円を越えた分の医療費負担金の全額を給付するものである。国では四十九年十月一日から法定給付することになっているが佐井村では国に先がけて高額療養費負担者を四月一日から救済するもので八十九万円計上している。第二点はへき地急患に対する交通費の一部負担である。対象範囲は磯谷以南の地域で適用条件は医師が症状によって認めた場合のみタクシー料金の片道分を支給するものである。指定医療機関は佐井診療所並びに佐井歯科診療所である。このため四十五万円を計上した。次に給付改正について第一点は助産費である。政府所管保険並びに共済組合保険の改正に伴って在宅分娩に見合う程度の支給額について住民から要望されていたので現行の一万円を三万円にするもので、このため百八十万円計上した。第二点は葬祭費である。葬祭費は国保制度発足以来助産費の半額が支給されていたが最近の諸物価を考慮して現行の五千円を一万円にするものである。

議会傍聴の方
は気軽にお出
で下さい。

奈良兼太郎議員

「今後の畜産(肉牛)の振興対策について」



肉牛に対して将来地場産業として密着させるにはどうすべきであるか。又現在頭数を殖そうとしてゐる方が多くあるが、夏場の草の少ない時は大変だと云う現状になっているので村として今後どのような放牧地の増を考えているか。

「有線放送について」

「有線放送は聞えない」と再三再四言われてきたのは事実である。ところが未だかつて直したのか直さないのであるか依然として同じである。昨年の予算あるいは今年の予算にそれぞれ百万円計上されてあるが、直すならば本気で直し、住民のためになるようにしなければならぬと思う。又

有線放送の責任は役場なのか漁組なのか明らかにしていただきたい。

村長答弁

「佐井村に於いても畜産に関心をもった方々が多くなっている。従ってこれを機会に畜産の定着が出来るれば非常に好ましいと考えている。しかし牛を養うには放牧地、

採草地がなければならないが、現在の状況では殆んど国有林に運用されており、国有林活用を軸として放牧地をとっていきたい。いずれにしても畜産に従事する方々の熱意と根性がなければ定着しがたいと考えている。

産業経済課長答弁

「現在見通しのついているのは原田地区の国有林活用十六ヘクタールである。その内の十三ヘクタールが草地造成となり、昭和四十九年でもって事業実施出来る見通しである。その他国有林活用につい

年を経過しているため非常に腐蝕が激しく又、本機にも相当額を投じ、真空管等全面取替えをし、漁組が中心になって各街頭診断をした結果腐蝕度の激しいものから順次取替えておりそれが百五十万円程かかっている。決して放置してゐる訳ではない。しかしスピーカーの位置、電柱の移転等いろいろ問題があるが、全面取替えとなると一千万円近い額になるので漁組とも話し合つて町内ごとに区切って毎年度実施したい。

再質問

各町内ごとに実施するとすれば

法である。ただ有線の一つの使命として漁組が朝早く一斉に通達しなければならない生産活動と重要な関係があるので漁組と話し合い対処していきたい。

西村 福男議員

「失業保険法改正問題について」
政府は本国会に重要法案としてこの改正案を提出することは確実である。この改正案の内容について関東以南と以北ではかなりの受け止め方に相違があり、その結果全県統一した足並みを揃えることは困難な状態である。本来働く意志がある人が会社側の生産あるいは低賃金に耐えきれず離職した場合当然国が面倒をみるべきもので保険料の値上げ、低給付で労働者に転嫁しようとすることは絶対許されることではない。本村に於いて農漁業共に不振であり加えて物価の高騰は生活に更に苦しさを加えて村の経済にとって大きな影響を及ぼすことは明らかである。他町村に先がけて改正案反対決議をした議会は勿論、村当局も速やかに県下町村長会議等に計り力強い姿勢を組んでいただきたいと願うものであり村

村政に対する一般質問と答弁

ての見通しはない。従つて今後、農業委員会あるいは関係機関等の協力を得て適地の選定を進めなければならぬと思う。

助役答弁

「日常しばしば苦情が持ち込まれているのは事実である。これは山村振興事業として事業主体は漁組であるが、決して漁組だけの有線機でなく村の広報活動の上でも非常にウエートが高い。従つて事業主体である漁組をバックアップする行政的責任がある訳で両者の責任と考えたい。ただ現在まで満六

村長答弁

今後これを充分活用するために相当の財政的裏付けをしなければならないので、これだけに頼らないで別途の方式で周知することを考えなければならないと思う。その方法として自動車による方法あるいは町内会の回覧等による方



「で労働者に転嫁しようとすることは絶対許されることではない。本村に於いて農漁業共に不振であり加えて物価の高騰は生活に更に苦しさを加えて村の経済にとって大きな影響を及ぼすことは明らかである。他町村に先がけて改正案反対決議をした議会は勿論、村当局も速やかに県下町村長会議等に計り力強い姿勢を組んでいただきたいと願うものであり村

長の見解を伺いたい。

村長答弁

「県下全町村長は大きな関心を持つている。今まで二回に亘って関係方面へ働きかけているが、更に町村会にお伺いして一層の拍車をかける必要があると局長に話してある。近い内に第三波として町村会では行動を起こすことになっている。いずれにいたしても失業保険金によって生計を維持し、又将来その場に立つて生活しなければならぬ方が大部いるものとして出来得る限り強力に働きかけていきたい。」

長後 雄二議員

「一緊縮予算と赤字解消について」



四十九年度の当初予算は、緊縮型予算となつて村民福祉は勿論村

長の言う産業基盤の整備は全く実行に乏しい感がある。人件費を含む経常費は自然増であつて施策としてのものではない。村長は常に住民対話をモットーとしながらもその体制は消極的であり村民の要望と期待から遠のいているやの感があり憂慮するものです。このような財政の渦中にありながら三年連続赤字を一挙に解消させると言

うがそれがために住民福祉や教育行政にしわ寄せさせることを恐れるもので累積する赤字の年度内解消は矛盾しないか。又交付税見込額を十・九%より見積つていないが何か含み財源として伏せているように見受けられ、これが赤字解消に向けることで帳簿上の対面を果そうとしているのではないか。この点について村長の所信を承わりたい。

二失業保険改正問題について

政府は雇用保険法と名称を変えて今国会に提出することを決めた現行法の掛金では千分の十三を千分の四十三に、九十日分の保険給付を大巾に三十日分の一時手当金にする悪質のものである。佐井村の経済の実態からみて村当局はこれを軽視出来ないところである。これが防衛対策の一貫として重要視するべきと考えるだけに村は直ちに具体的抜本対策を緊急に立てるべき村に失保改正反対、雇用保険法阻止対策本部を設置して反対運動を進めるべきでないか。見解を伺いたい。

三川目分校の部落利用について

四十九年度から本校に統合することになったが、川目部落としては、校舎を部落集会所に解放していただくことを強く要望しているしかし村長は行政財産について抵抗があるやのことでしたが一般財産に切り替えなければ活用しにく

いと言われるがその手続き上どんな問題があるか具体的に私は知るところでないにしても地域住民の福祉のために部落の要望に応えるべきが本来の政治姿勢ではないか又、分校廃止によって教員の住宅はどうなるのか。先生は部落の指導者であり部落になくしてはならない存在である。その配慮はあるかどうか。季節保育所についても旧校舎の利用を希望しているが、集会所に加えて施設の増を考えるのにも必要かと思うが村長、教育長に伺いたい。

村長答弁

「地方自治法の建前あるいは一般企業の建前から当該年度の収入をもつて事業を実施していくのが当然である。三年間の赤字は、その事業の対象が緊急性あるいは地域の重要性等を考へてあえて赤字財政で参つた訳です。四十九年度は物価の値上がりによつて事業の投資性が低下していることは事実である。赤字解消にふみきつたのは物価の変動最中でしかも貨幣価値が低くなつていたのでこの際赤字を解消し、順当な財政内容にする」と翌年度の財政圧迫も当然なくなり、最もいい機会と考へている。交付税は国及び地方課に於いて大体十二%前後が妥当であると云う指示を受けており決して含み財源ではない。

「我が地域に於いては重大な関係があるので失業対策協議会と執行機関と相まつて対処していきたい。三地域住民の要望を聞き最も有効適切に活用したい。尚行政財産並びに一般財産に関することは手続き上の問題で大きな問題ではないので我々の意志によつて変更出来る。この点については矢越の場合も同じであるのでご了承願いたい。」

教育長答弁

「教員の配置については人事に關することであり、命令的にはいかなので地域の期待あるいは委員の考へ等をふまえて努力したい。再質問

失保の問題であるが、佐井村は冬期間が長いし、又働きに出るそのものは能力によつて差支えないにしても家庭の夫婦生活と云うものが今でも容易でないのに今後家にとどまつてゐることが出来ないといふことになつたら全く人間生活から言つて不幸なことである。今まで出稼ぎは「渡り鳥」と言われているが、今後は行つたきりで帰つて来られないと云うことが言えるのではないか。このため改正しないような抜本策をほしいと云うことである。幹部の方は反対行動をしているが、末端ではどうしていいのかわからず不安とあせりと将来に対して暗い考へ方になつて

村長答弁

法律制度の建前から云うと東北北海道以外の方は非常に合理的だと考へている。従つてこれを阻止するためには単に東北、北海道だけの政治力のみならず全般に亘らなければならぬ問題である。ただ今提案された内容を検討して何等かの方策を考へたい。又川目の舞台装置については使用目的が明確になつてから考へたい。

横浜 清 議員

「磯谷部落内の動力船の揚げ場について」



昨年十二月二十二日の低気圧災害により佐井村全域に亘り多大の

損害を被り、特に磯谷に於いては尊い人命まで失いかつ動力船は沢山破壊された。その原因は狭い場所あるいは施設のない場所に船を密集しているところにあると思う

その後磯谷部落でこの問題について協議されたが移動させる場所がないことは言うまでもない。しかし、このまま放っておくことに於いて部落の生活状態がどうなるであらうかと常に考えるものです。敷地のないものは止むを得ないとして西側の護岸にかき上げをし、裏側には消波工を、沖の防波堤を五十米位延長していただき度く村長の見解を伺いたい。

二、火葬場までのトラック利用について

今までは棺を荷物のように積んでその上に供え物をあげ、それが落ちないように二、三人上乗ししている状態です。家族の最後のお別れであり、あの送り方についてあまりに不びんでなかうかと思う。佐井村の財政上盡きゆう車は希望しないが、敷物と取りはずしの出来る簡単な屋根をかけるべきでないか。この点について伺いたい。

三、磯谷までのバス運行について

一旦二往復と云うことであるが部落民としては、三往復を希望しているので開通になった際は村長の努力により実現していただきたい。

村長答弁

一、漁港の整備については、磯谷漁港のみならず全部の漁港が完全になっていないので何とか早く整備

したいと考えている。十二月の低気圧の災害復旧は幸いにして全部認められ、復旧工事ではあるが現況よりはいくらかよくなると考えている。いずれにしても磯谷漁港のみでなく全般に亘って考えており、決して放置している訳ではないのでご了承願いたい。

二、今までも役場内で度々話題になっている。どうしたらいいか未だ結論を出していないが、いずれにしても体裁のいい方法でもって火葬場までの連絡をしたいと考えているのもう少し時間をいただきたいと思う。

三、バス会社から連絡があり「二往復としたが、住民の要望する回数より少ないのは充分わかってはいるが、この二往復にするにしても運転手の皆さんとよく話をしたつめたので当分の間、時間の変更増数は出来ないだろう。」と云う話でしたが一本の増数をお願いしておきます。

奥本 文男議員

一、佐井小学校百年祭事業について



百年祭施行については異存ないにしても事業内容について納得のいかない点がある。記念事業として老令化した講堂あるいは緑化等

非常に有難い事業であるが、こうした事業は公共事業として当然村が必要に応じて行なうべきであり、百年祭事業に便乗したやり方については好ましいものではない。こうした事業が半強制的な寄付負担行為として住民に課せられ、住民は不満ながら寄付金を出している現状である。こうした物価高騰あるいは生活不安定の中でこの計画を縮小するようにしてほしい。特に校庭の緑化については必要性があるにしても地域住民の体育の増進、発展、レクリエーション等を考えるとき、他にこれに変わる場所があるならばよさかでないが中学校の校庭にしても時間的に一般住民の使用は無理と考えなければならぬ。こうした問題点をふまえての立案に賛同したものかどうか。村長及び教育長に真意を伺う。

三、川目、矢越分校廃止後について
生徒の通学に対する諸対策等についてどう考えているか。又スクールバスの運転者の問題について小学校の用務員が運転しているが、その責任給あるいは職務に影響がないのか。今後どのように考えているか。お伺いします。

三、野犬対策について
最近地域全般に亘り野犬がふえている。農作物を荒らすことはもとより人命にまで多大の影響を及ぼす害敵となっている。農繁期あ

るいは山。取りの季節を目前としてこの対策がなされず人命その他に万一危害があった場合、取りかえしのつかないことになりやしないか。早急にこの問題を取り上げ具体的対策を取るべきと思うが村長の考えを伺いたい。

村長答弁

一、地域住民の要望を土台とした事業であると理解している。決して経費を住民に転嫁しようとする考えはない。義務教育の建前から言

って村長の責任に於いて地域住民の学令児童を教育させなければならぬことになっている。しかし最近非常に欠如して参った村民の連体制と云うものがこうした事業を通じて育成されると非常に喜ばしいことではないかと考えている

村の補助は経費の三分の一程度になっているが、当然直さなければならぬ体操場の整備等につき込まれることになっており一石二鳥の効果があると考えている。又緑化事業の内容はグラウンドの周囲に木を植えることと云うことで村民のレクリエーションの場として大きな障害にならないものと考えている

三、充分安全対策は考えなければならぬし、そのために従来のスクールバスを一回多くしなければならぬだろう。又運転手の問題であるが、決して余剰労働ではなく額については検討の要があるかも

教育長答弁

一、事業の主旨、実施については協賛会自体で計画されている。村民のレクリエーションの場所、体育振興の場所として充分配慮の上の事業計画と私は理解している。

二、これは全く指摘の通りで、非常に変則的な運行をしている。と云うのは乗務員については用務員をもって運転させている。しかしその職務の支障と云うことについては村長の答弁にもあつたが用務員の家に勤務させると云うことです。尚事故対策については非常に問題が残っているので磯谷線のバス開通がなされると登校下校の一部でもそれを利用しなければならぬと思う。現在では従前通りのマイクロボスの利用と更に一便の増を考えなければならぬと思う。

☆☆☆☆

☆☆☆☆

緊急質問

大石健次郎議員



百条調査
委員会は四
十八年六月
二十九日設
置され四十
九年二月二

十五日の臨時議会に於いて終了し
この間八ヶ月であった。証人とし
て延べ十九人、参考人一人、文書
証人一人となつて特別委員会では
十一回の会議を開き最終報告書は
樋口忠義委員長をもつて村長に提
出されているが、特別委員会では
村民の疑惑を晴らしてその真実性
を明らかにすると云う初期の目的
は一応達した。

1.これについて村長は今後専門家
に今後の問題についていつ頃処理
するのか。
2.若山家との今後の交渉に当つて
の村長の基本的な姿勢。
3.村長、専門家、議会の三者を交
えての意見調整と意志統一が必要
ではないか。
4.更にこの問題処理のため議会と
の関係をもつて維持していくか。
これ等について具体的には村長の答
弁を求める。

村長答弁

特別委員会を通じて事件の内容
を更に詳しく調査して下さいまし
て私も今後非常に活動し易いと感じ、深く感謝する。さて専門家を
いつ頼むかと云うことですが、相
手と云う対象があるので対象とあ
くまでも誠心誠意折衝していき
たい。しかし事件の内容が非常に重
大であるので私一人の配慮では及
びがたい点が多々出ると考える。
従つてその際には議会の皆様は村
の立場から考へて助言をしていた
だきたい。基本姿勢とすれば誠意
をもつて更に相手に交渉を続けて
いきたい。その過程においては議
会との協議あるいは専門家の知恵
の拝借と云うことになると思う。

議員紹介

一 番	横 濱	福 清
二 番	西 村	寅 吉
三 番	川 畑	順 一
四 番	吉 田	徳 太
五 番	田 中	兼 太
六 番	奈 良	勝 雄
七 番	松 沢	清 美
八 番	内 藤	勝 義
九 番	大 畑	勝 昇
十 番	東 出	忠 義
十一 番	樋 口	文 男
十二 番	奥 本	雄 二
十三 番	長 後	健 次
十四 番	大 石	多 佳
十五 番	石 沢	樹 順
十六 番	石 沢	樹 順

1 世帯当保険税

順位	保 険 者 名	47年度	48年度 (見込)	対前年 上昇率
	県 平 均	円 24,101	円 29,352	% 21.79
	市町村平均	23,859	29,058	21.79

1	平 館 村	32,019	45,591	42.39
2	新 郷 村	34,754	42,053	21.00
3	小 泊 村	35,297	40,700	15.31
4	平 内 町	26,141	40,417	54.61

5	横 浜 町	29,263	38,924	33.01
6	東 通 村	29,081	38,667	32.96
7	蓬 田 村	32,091	38,304	19.36
8	東 北 町	24,977	37,192	48.90
9	上 北 町	30,981	37,191	20.04
10	田 舎 館 村	26,690	36,544	36.92
11	天 間 林 村	22,811	36,460	59.84
12	平 賀 町	23,660	36,389	53.80
13	尾 上 町	25,900	36,234	39.90
14	十 和 田 町	30,211	36,018	19.22
15	五 戸 町	29,942	35,717	19.29

16	浪 岡 町	26,409	34,404	30.27
17	稻 垣 村	25,814	33,879	31.24
18	田 子 町	26,031	33,540	28.85
19	蟹 田 町	23,777	33,450	40.68
20	倉 石 村	24,776	33,086	33.54
21	階 上 村	26,555	32,857	23.73
22	福 地 村	24,428	32,804	34.29
23	三 廐 村	33,298	32,342	△2.87
24	百 石 町	25,741	31,820	23.62
25	七 戸 町	21,725	31,724	46.03
26	柏 村	21,919	31,545	43.92
27	黒 石 市	23,370	31,475	34.68
28	大 鰐 町	21,279	31,338	47.27
29	今 別 町	24,827	30,877	24.37
30	南 郷 村	27,813	30,799	10.74
31	藤 崎 町	25,420	30,784	21.10
32	名 川 町	25,285	30,412	20.28
33	森 田 村	23,806	30,308	27.31
34	六 ヶ 所 村	21,985	30,037	36.62

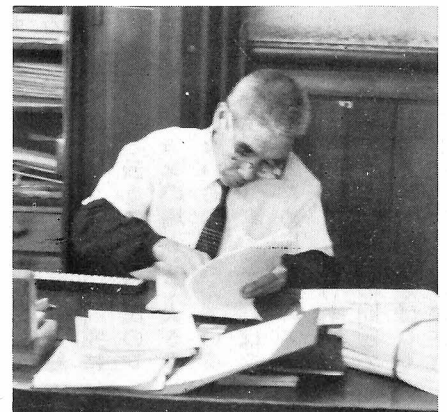
順位	保 険 者 名	47年度	48年度 (見込)	対前年 上昇率
		円	円	%
35	深 浦 町	20,884	29,831	42.84
36	六 戸 町	25,696	29,310	14.06
37	木 造 町	23,793	29,181	22.65
38	鯉ヶ沢町	19,296	28,658	48.52
39	金 木 町	21,108	28,657	35.76
40	常 盤 村	23,348	28,628	22.61
41	弘 前 市	25,136	28,553	13.59
42	風間浦村	23,246	28,333	21.88
43	十和田市	22,787	27,950	22.66
44	鶴 田 町	22,300	27,401	22.87
45	車 力 村	18,338	27,380	49.31
46	岩 木 町	22,730	27,305	20.13
47	三 戸 町	24,230	27,280	12.59
48	八 戸 市	26,901	27,245	1.28
49	青 森 市	20,581	26,954	30.97
50	碓ヶ関村	24,419	26,762	9.59
51	大 畑 町	29,814	26,192	△12.15
52	三 沢 市	19,114	25,824	35.11
53	中 里 町	22,656	25,081	10.70

54	五所川原市	22,482	24,857	10.56
55	板 柳 町	22,730	24,759	8.93
56	川 内 町	21,861	24,651	12.76
57	南 部 町	20,735	24,614	18.71
58	下 田 町	21,897	24,488	11.83
59	野 辺 地 町	20,586	24,075	16.95
60	相 馬 村	19,506	24,074	23.42
61	脇 野 沢 村	19,837	24,013	21.05
62	佐 井 村	23,004	23,575	2.48
63	大 間 町	24,028	23,419	△2.53
64	む つ 市	20,494	22,891	11.70
65	岩 崎 村	20,029	21,257	6.13
66	市 浦 村	19,835	20,613	3.92
67	西 目 屋 村	17,177	18,854	9.76

医師国保	77,869	95,536	22.69
------	--------	--------	-------

収入役 三戸重蔵氏 死去

同氏は、弘前大学付属病院に入
院加養中のところ昭和四十九年三
月十六日永眠いたしました。
享年 六十五歳
謹しんでおしらせいたします。



あせってる
今があなたの
の赤信号

本村の 庚申さま(一)

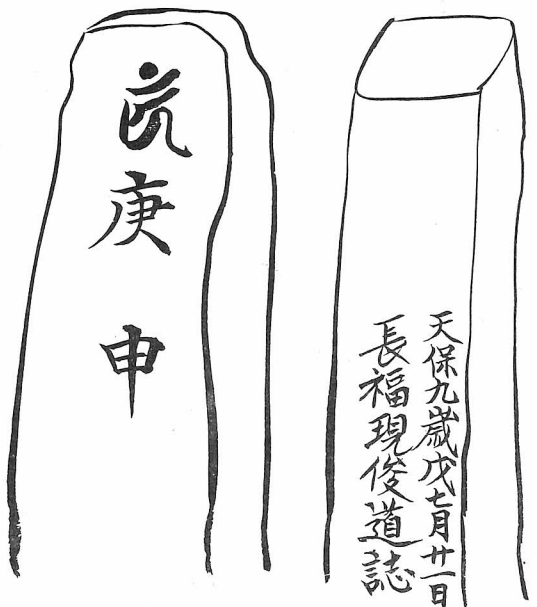
大石 健次郎

◇大佐井のものは、元文四年五月(一七三九年)、西村、山崎、中村などの姓があり、九人の名が刻まれ、庚申思想を实によく表現してある見事なものである。

「一身大臂像」で、金剛の向って右第一手に羯磨輪宝、第二手に弓、第三手に耳の長い小動物(ウサギ)。向って左第一手に斧、第二手に箭、第三手に劍。左右に鶏の雌雄がみられ、鬼面をふみつけた下に三匹のサルがいる。悪蛇が人間に化して災禍をもたらすので、退治しようとした金剛が、その魔

力が強大なのに手こずり、ニワトリを殺しその血を剣にぬりそそぎ、ようやく蛇を誅した——金剛への供物はニワトリが最高とされるようになったという語がある。

古佐井のものは、宝永六歳(一



七〇九年)の刻年があり「一身四臂像」で風化がいちじるしい。角れき疑灰岩で、仏ヶ浦、福浦付近産のものと同じである。向って左第一手に劍、右第一手に輪宝(痕跡でみとめられる)、両第二手合掌。帝釈天の使者である金剛が鬼面をふみ(風化痕跡)、三猿がうづくまつている。三基のうち一番古いものである。

黒岩赤坂のものは、自然石を縦割りし、表面に「バン」不動明王を意味する梵字と、庚申の二字が彫られ、「文字庚申」といわれるものである。裏面には、天保九歳戊七月廿一日長福現俊道誌とあり、(一八三八年)長福寺十五世、円通寺十九世恵覚俊道大和尚の筆刻である。

この三基の年代当時の佐井村の

産業、経済、文化などを考え、建立した原因などを推察すると、そこには人心不安、経済恐慌、飢餓疫病があり、砂のようにもろかった経済、暗たんとした世情が、この信仰を生んだような気もする。

全村的なものか、また特定グループ信仰であったのか。馬頭観音といわれる原因はなんであるのか。

(津軽十三相内)のものは四臂金剛像であるが、台石に馬頭観音と彫られていて、この信仰が弁財船で運ばれた、海路文化のひとつであるのか。正月締縄収納の場にどうしてなったか——など、時代の変化との関係は、今後の研究にまたれるナゾを含んでいる。

調査にあたって、教育委員会の渡辺隆一、館脇敏明両氏、民俗学同好の今修一氏、梵字と俊道大和尚について吉田順一氏のそれぞれのご協力とご指示をいただいた。

要望、意見等は

連絡員の方々に

昨年、八月から連絡員制度を設けて主に、役場からみなさんへ通知する仕事を担当してもらって来ましたが、この五月からみなさんからの、お話しも取次して頂くことになりました。役場に対しての要望、意見、苦情等がございましたら、連絡員の方に申し出て下さい。

い。もつとも連絡員のみなさんはそれぞれ忙しいので急を要することは、いままでも通り直接役場へ(電話でもけっこうです。)申し出て下さい。

有線放送と

防犯灯について

このことについては、数年前から苦情が絶えなかったのですが、今もって駄目だということについてお答えします。

有線放送は佐井村のように起伏の多い土地では、トランペット方式、ラッパ方式はあまりよくなく電話方式が良いということは常識ですが経費の関係で安上りのトランペット方式を採用したわけですから聞えない、音がダブつてうるさいという苦情、注文について現地診断をした結果、柱の場所を移し本器の真空管の総入替など、いろいろやって昭和四十八年度では役場で百万円、漁組で五十万円かけております。昭和四十九年度は、再度現地調査を徹底してやり今度こそ苦情のない有線放送にしたい考えですので了解して下さい。

防犯灯についても同じことで十分配慮しているつもりが、いつも苦情の連続ということで今度は、十日に一回は必ず修理にまわると

いうことになりましたので従来よりは
りは大分改善されると思います。
なお、行政連絡員、補助員、住
民のみなさんいたんでいる防犯灯
について気がつき次第、民生相談
課までおしらせ下さい。

有線放送による

時報のおしらせ

有線放送が故障がちの為、しば
らく中断して参りましたが、この
手直しが出来次第、次の時刻に時報
を鳴らしますのでおしらせいたし
ます。

朝 六時 昼 十一時三十分
晚 五時三十分

ゴミ収集 について

ゴミ焼却炉が完成し、四月一日
から操業していますが、燃える物
の中に燃えないものがまじって、
たいへんこまっています。燃える
物は、残飯、紙、ビニール類等
です。燃えない物は、カン、ビン類
等です。ゴミを出す場合は、ダン
ボールかビニール袋に入れしつか
りとむすんで出して下さい。
以前は、燃えない物もいっしょ
に収集しましたが、四月一日から
燃えない物は、毎月第三日曜日（
本村のみ）に収集します。
尚、部落の場合は同時収集です。

戸籍の窓口

四月二十六日現在

◎ お誕生おめでとう

大石 孝之（公之）長後
松谷 義明（鉄夫）大佐井
田中 譲（政一）福浦
眞鍋 友晴（英夫）川目
田中 伸一（岩男）原田
原田 和江（文雄）大佐井
福田 一臣（義一）大佐井
船越 一孝（満就）大佐井
石戸 貴広（秋雄）古佐井
藤田 あい子（勝則）大佐井

◎ ご結婚おめでとう

金沢 勝義（原田）
横浜 てい子（古佐井）
宮沢 昇（大佐井）
福田 米子（浦安町）
山口 晃（大佐井）
高橋 洋子（青森市）
横浜 敬三（磯谷）
常田 妙子（浪岡町）
篠村 幸夫（野平）
黒川 静子（八雲町）
玉熊 正一（青森市）
島野 泰子（大佐井）
中村 勝美（矢越）
二本柳 美智子（大畑町）
田名部 一夫（古佐井）
大沼 森子（古佐井）

村政の窓口

小林 忠作（いし）古佐井
川畑 シゲ（留吉）矢越

三月十二日 新採用職員試験

十五日 定例議会（二十日ま
で）焼却炉竣工式

十六日 新採用職員面接試験

十七日 失業保険受給者大会

十八日 献血（十九日まで）

二十二日 漁協組合総会

四月 二日 観光協会総会

三日 失業認定日

六日 交通安全パレード

八日 結核検診（十日まで）

十五日 交通法令講習会

十七日 村各漁港将来計画協
議会

十九日 両佐井行政連絡員会
議

二十五日 水質汚濁問題懇談会

こよみと行事

五月十五日 沖縄本土復帰記念日

二十一日 小満

六月 一日 気象記念日

四日 歯の衛生週間

六日 芒種

七日 計量記念日

◎ おくやみ申し上げます。

三戸 重藏（重一）大佐井
岡村 福太郎（廣）大佐井
横浜 重吉（かや）原田
松沢 京子（嘉勝）原田
越膳 定吉（定春）福浦